

山口県報

平成26年
2月6日
(木曜日)

目 次

○選挙告示

- 山口県知事選挙の期日.....一
- 山口県知事選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日.....一
- 山口県知事選挙に用いる投票用紙の様式.....一
- 山口県知事選挙における選挙長等の住所及び氏名.....二
- 山口県知事選挙における選挙長の事務の取扱い.....二
- 山口県知事選挙における選挙会の場所及び日時.....二
- 山口県知事選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる日.....三
- 山口県知事選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時.....三
- 山口県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時.....三
- 山口県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額.....三
- 山口県知事選挙における選挙運動用ヒラに貼る証紙の様式.....三
- 山口県知事選挙における政治活動用ポスターに貼る証紙の様式.....三
- 山口県知事選挙選挙長告示
- 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時.....四



山口県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十四条の規定により、山口県知事選挙を次の期日に執行する。

平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

選挙期日 平成二十六年二月二十三日

山口県選挙管理委員会告示第十号

平成二十六年二月二十三日執行の山口県知事選挙において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

市町名	投票区名	投票の期日
下関市	蓋井	平成二十六年二月二十二日
萩市	大島	
	相島	
見島	見島第一	
	見島第二	
防府市	野島	
岩国市	柱島	
柳井市	平郡第一	
	平郡第二	
熊毛郡上関町	八島	
	祝島	

山口県選挙管理委員会告示第十一号

平成二十六年二月二十三日執行の山口県知事選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

一 一般投票

平成二十六年二月二十三日執行

山口県知事選挙投票

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

山口県選挙管理委員会之印

候補者氏名

備考 用紙は、白色とし、黒色のインクで印刷する。

二 点字投票

点字投票

平成二十六年二月二十三日執行

山口県知事選挙投票

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

山口県選挙管理委員会之印

候補者氏名

備考

1 用紙は、白色とし、黒色のインクで印刷する。

2 「点字投票」の文字の上に、点字により「ちじ」と表示した透明なシールを貼り付ける。

山口県選挙管理委員会告示第十二号

平成二十六年二月二十三日執行の山口県知事選挙における選挙長及びその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

選挙所	氏名	住所	氏名
山口市吉敷赤田二丁目三番一〇号	中村正昭	下関市長府黒門南町二番三三三号	千葉潤一郎

山口県選挙管理委員会告示第十三号

平成二十六年二月二十三日執行の山口県知事選挙における選挙長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

山口県選挙管理委員会告示第十四号

平成二十六年二月二十三日執行の山口県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十六年二月二十五日午前十時

山口県選挙管理委員会告示第十五号

平成二十六年二月二十三日執行の山口県知事選挙において、候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

開始期日 平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会告示第十六号

平成二十六年二月二十三日執行の山口県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十六年二月六日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第十七号

平成二十六年二月二十三日執行の山口県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十六年二月七日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第十八号

平成二十六年二月二十三日執行の山口県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

制限額 三一、五〇七、八〇〇円

山口県選挙管理委員会告示第十九号

平成二十六年二月二十三日執行の山口県知事選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

平成26年執行
山口県知事選挙ビラ
(番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第二十号

平成二十六年二月二十三日執行の山口県知事選挙における政治活動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

備考 用紙は、特別の紙算を使用し、地紋を入れるものとする。

平成26年執行
山口県知事選挙ポスター
第 区(番号)
山口県選挙管理委員会

山口県知事選挙選挙長告示第一号

平成二十六年二月二十三日執行の山口県知事選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年二月六日

山口県知事選挙選挙長 中村正昭

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十六年二月二十一日午前十時